

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次第

日 時：令和2年1月29日（水）
16時から

場 所：防災危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について

(2) その他

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルス感染症について、住民や関係団体への啓発等により、その感染者・患者の発生や感染拡大を防止するとともに、医療体制の確保等を促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスにかかる住民や観光客等（以下、「住民等」という。）への情報提供および周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスにかかる庁内および関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスにかかる感染予防およびまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型コロナウイルスに関連する事項

(組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長および構成員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 構成員は別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(対策本部の庶務)

第5条 対策本部の庶務は、知事公室防災危機管理局および健康医療福祉部薬務感染症対策課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

別表第1（本部員）

知事公室長
防災危機管理監
総合企画部長
総務部長
文化スポーツ部長
琵琶湖環境部長
健康医療福祉部長
健康医療福祉部理事
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
会計管理者
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教育委員会教育長
警察本部長
地域防災監
県保健所長

新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について

1. 概要

(1) 患者等の発生状況

①世界（1/28 現在）

中国：死者 106 人、発症者 4,515 人　　日本・中国以外： 16 か国・地域で 72 人

②日本

令和 2 年 1 月 16 日、武漢市への渡航歴がある神奈川県在住男性の感染が確認された。

令和 2 年 1 月 24 日、武漢市在住者、40 代男性の感染が東京都で確認された。

令和 2 年 1 月 25 日、武漢市からの旅行者、30 代女性の感染が東京都で確認された。

令和 2 年 1 月 26 日、武漢市からの旅行者、40 代男性の感染が愛知県で確認された。

令和 2 年 1 月 28 日、武漢市からの旅行者の乗ったバスの運転手、60 代男性の感染が奈良県で確認された。

令和 2 年 1 月 28 日、武漢市からの旅行者、40 代男性の感染が愛知県で確認された。

令和 2 年 1 月 28 日、武漢市からの旅行者、40 代女性の感染が北海道で確認された。

③滋賀県

疑い例、感染者、患者のいずれも発生していない。

(2) 疾病に関する分析等

- ・主症状：発熱、咳、筋肉痛など。発症後 1 週間後から悪化して入院する例が多い。
- ・効果的な治療薬なし（対症療法が中心）
- ・発症者の 72%が 40 歳以上
- ・発症者の 40%が高血圧、糖尿病、心血管疾患などの持病がある人 → リスクが高い

(3) WHO緊急委員会

1 月 24 日（日本時間）、武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないと公表

(4) その他

武漢市周辺都市で交通封鎖、武漢からの航空便の欠航等

現在のところ、新型インフルエンザ等特措法を適用されるとの情報はない。

2. 県の対応

(1) 医療体制の確認および注意喚起

- ・令和 2 年 1 月 7 日、医師会、病院協会、市町保健衛生主管課、保健所、衛生科学センターあて
厚生労働省から当該事例に関する注意喚起の事務連絡
- ・令和 2 年 1 月 16 日、医師会、病院協会、保健所、衛生科学センターあて
厚生労働省から当該事例に対する対応と院内感染対策の事務連絡
- ・令和 2 年 1 月 24 日、医師会、病院協会あて
県内での感染者・患者の発生に備えて、保健所等関係機関との情報共有、院内感染対策、診

察フローの確認、検体確保等の体制についての確認を依頼

- ・令和2年1月24日、感染症指定医療機関あて

「中等～重症」で入院が必要な患者については、各医療圏にある感染症指定医療機関で対応
いただくよう依頼

- ・令和2年1月24日、各市町保健衛生主管課長あて

住民への感染予防について啓発依頼

- ・令和2年1月24日、宿泊関連団体、観光関連団体等あて（健康医療福祉部生活衛生課および
商工観光労働部観光振興局経由）

従業員および利用者への感染予防等について啓発依頼

- ・県ホームページ重要なお知らせによる注意喚起（1/16）

- ・しらしがメールによる注意喚起（1/16、1/24）

- ・令和2年1月29日、医師会、病院協会あて

近隣県でヒトーヒト感染が疑われる日本人感染者が確認されたことを受け、県内での感染者、
患者の発生に備えて医療機関の診療体制について通知

（2）連絡体制

①緊急連絡体制

1月25日（土）、26日（日）については、それぞれ8時30分から17時15分まで県庁薬務感染症
対策課に職員を配置し、緊急連絡に対応した。（緊急連絡に対応するものであり、一般相談の
窓口ではない。）

各保健所は夜間休日対応電話による対応（留守番電により緊急連絡先をお知らせ）

②本日の問い合わせの状況

	1/29（水）15:00 現在				
	住民	医療機関等	行政	報道	その他
県庁	11	1	4	8	4

③相談窓口の開設

県内各保健所

大津市保健所 077-522-7228 /（夜・休日）077-523-1234

草津保健所 077-562-3526

甲賀保健所 0748-63-6148

東近江保健所 0748-22-1300

彦根保健所 0749-21-0283

長浜保健所 0749-65-6660

高島保健所 0740-22-2526

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

077-528-3632

しらしがメールやLINEでお知らせします。

(3) 庁内情報共有

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議設置要綱により情報共有のための連絡会議を1月27日開催。

3. 現在の県の対応

これまで、日本国内で確認されている患者は「武漢市を訪問した」「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状がある人との接触歴がある」方であったが、昨日、国内で、ヒトーヒト感染が疑われる患者が発生した。

SARSやMERSと比べて重症度は高くないと考えられており、高血圧、糖尿病、心血管疾患などの持病がある人にリスクが高いのは、季節性のインフルエンザと同様である。

季節性のインフルエンザの流行期でもあり、感染予防の注意喚起を中心とした対策をとる。

- ・手洗い（消毒）
- ・咳エチケット（マスクの着用）
- ・健康管理（十分な栄養と睡眠）

◆県民の皆様へ、

下記メッセージを、ホームページ、しらしがメールで周知する。

◆県民の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内では人から人への感染が認められ、昨日、国内においても、人から人への感染が疑われる事例が発生しました。

県民の皆様におかれては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

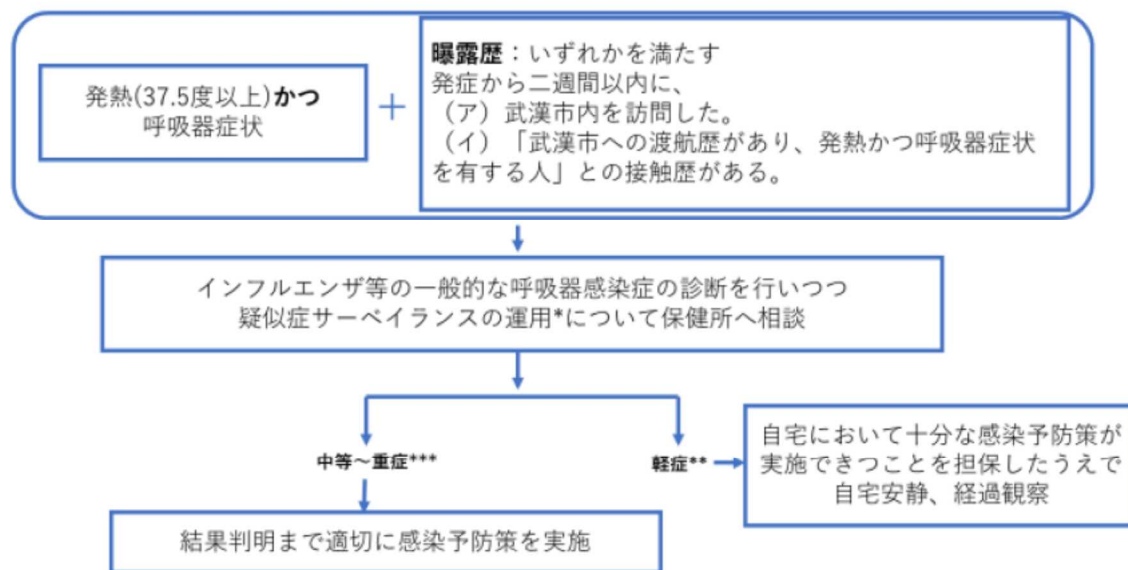
消毒には、アルコールが有効です。

咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、受診していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、医療機関の受診にあつては、2週間以内に次の①、②または③に該当する方は、事前に医療機関に連絡したうえで受診いただきますよう御協力をお願いいたします。

- ① 武漢市内を訪問した。
- ② 「武漢市の渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者との接触歴がある。

◆医療機関での診療対応



* 2019-nCoVの検体採取については別途「2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」参考
 **医学的な判断により入院を判断
 ***肺炎と診断された場合には中等症以上とし、疑似症サーベイランスを運用について保健所へ相談する。

・疑似症サーベイランスとは、原因不明の重症の感染症発生動向を早期に把握し、新興感染症を含む重症感染症の原因特定、早期対応と感染拡大防止を目的とする。

◆疑い例が発生した場合の県の対応

- ・診察した医療機関が保健所に相談
- ・疑い例（中等～重症）に該当することを確認し、医療機関に検体（咽頭ぬぐい液等）確保を依頼
- ・厚生労働省に報告
- ・保健所が検体を衛生科学センターに搬送し、国立感染症研究所に検査を依頼（体制が整い次第、衛生科学センターで検査を実施する。）
- ・保健所が対象者本人の疫学調査を実施し、感染経路や他者への感染確認と二次感染予防指導

◆検査結果、新型コロナウイルス感染症と確定した場合

- ・診断された患者等（疫学調査対象者）との濃厚接触者に対して、保健所が2週間の健康観察

◆国内流行時

- ・新型インフルエンザ等の対策に準じた対策をとる。

指定感染症

すでに知られている感染症であって、症状の重症度や感染力から、その感染症のまん延を防止するために入院勧告等を行う必要がある疾患に対して

1. 期間を限定して第2種感染症指定医療機関へ入院させることができる（入院勧告）。
2. その他に
 - (1) 接客業従事者へは休業を指示することができる。
 - (2) 死亡した患者の遺体の移動を制限することができる
 - (3) 汚染した場所の消毒を指示することができる。
 - (4) 感染が疑われる者へも適用が可能である。

—

これまでに、SARS（重症急性呼吸器症候群、2003年に指定）、MERS（中東呼吸器症候群2012年に指定）およびインフルエンザ（H5N1）（2019年に指定）が指定された。

SARS および MERS 同様に2類感染症相当の感染症として位置づけられた場合、都道府県は入院にかかる医療機関まで患者を移送することができる。

都道府県は診察、薬剤または治療材料の支給、医療的処置、手術その他の治療にかかる費用を負担する。

新型コロナウイルス感染症疑い患者発生時対応フロー

(2020.1.29 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課作成)

※2020年2月6日(木)まで

【一次医療機関】

※① ・保健所へ連絡し、感染症指定医療機関への受診調整を依頼
 ・患者へ感染症指定医療機関へ行くよう指示

※② 必要事項(県で文書作成)*を伝え、自宅に帰す。
 その旨を保健所へ連絡。

*
 ・自宅安静
 ・マスク着用、
 ・3日~5日たっても症状が改善しない、または悪化した場合は再受診 等

【二次医療機関】

※③ ・肺炎診断
 ・新型コロナウイルス感染症診断のための検体確保。
 ・保健所へ検体を渡す。
 ・保健所へ肺炎診断の結果を伝える。

※④ 必要事項(県で文書作成)*を伝え、自宅に帰す。
 その旨を保健所へ連絡。

※⑤⑥
 検査結果を受けて治療方針決定

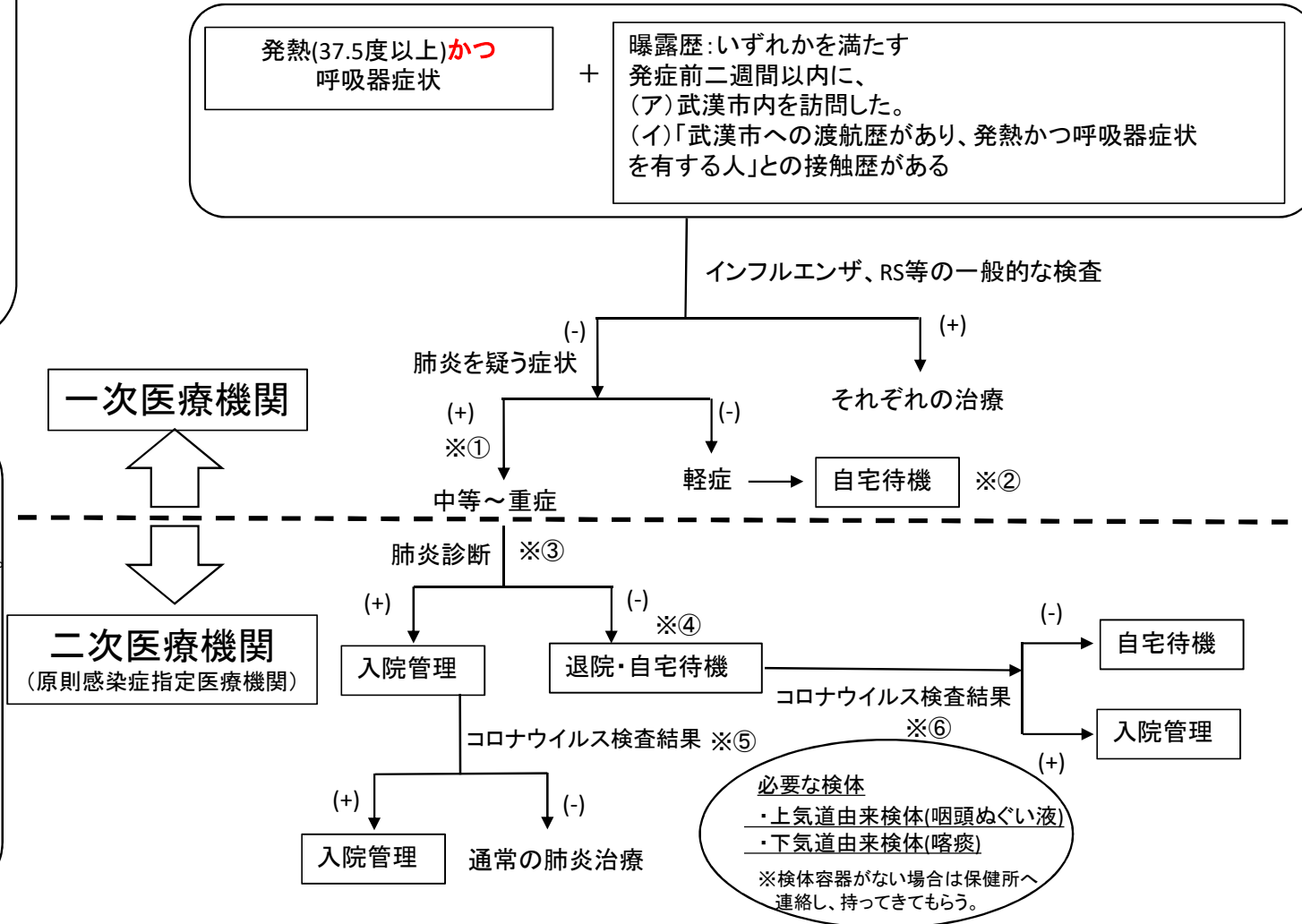
【保健所】

※① ・医療機関からの連絡を薬務感染症対策課、衛生科学センターへ連絡
 ・感染症指定医療機関への入院調整
 ・感染症指定医療機関への検体確保の依頼

※② 医療機関からの情報を相談記録として残しておく。

※③ ・検体を衛生科学センターへ搬入
 ・疫学調査開始

※⑤⑥
 検査結果について薬務感染症対策課へ報告
 <陽性的場合>
 ・接触者の調査
 <陰性的場合>
 ・調査終了



一次医療機関

二次医療機関
 (原則感染症指定医療機関)